

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日

10/27 日

投票時間 午前7時～午後8時

午後9時から開票 戸田市役所 大会議室

投票できる方	年齢要件	満18歳以上(平成18年10月28日までに生まれた方)
	住所要件	令和6年7月14日までに戸田市の住民基本台帳に登録されていて、引き続き戸田市の区域内に3ヶ月以上住所を有する方
	市内転居された方	令和6年10月3日から投票日までに市内転居の手続きをされた方は、前住所地の投票所で投票してください。

※令和6年7月15日以降に戸田市に転入された方は、まだ戸田市の選挙人名簿に登録されていないため投票できません。

衆議院議員総選挙の情報についてはこちら



投票所入場券

有権者には、世帯ごとに封書で投票所入場券を郵送します。入場券には投票所名などが記載されていますので、確認の上、自分の名前が記載されている入場券を投票所へお持ちください。万が一、入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも投票はできますので、投票所係員にお知らせください。

投票所の案内

投票の順序

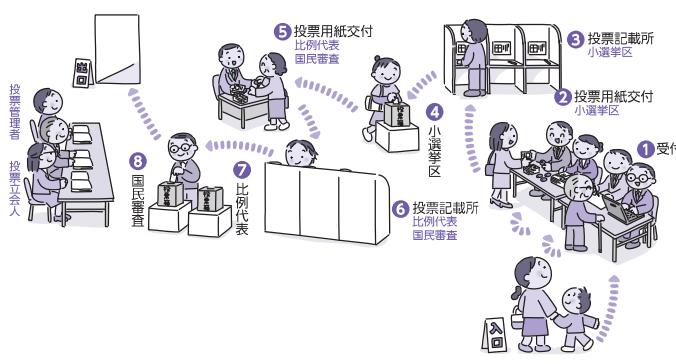
① 受付	投票所入場券を提出してください
② 投票用紙交付(小選挙区選出)	小選挙区選出の投票用紙を受け取ってください
③ 投票記載所(小選挙区選出)	候補者1名の氏名を書いてください
④ 投票(小選挙区選出)	記入した投票用紙を投票箱に入れてください
⑤ 投票用紙交付(比例代表選出・国民審査)	比例代表選出と国民審査の投票用紙を受け取ってください
⑥ 投票記載所(比例代表選出・国民審査)	比例代表選出の投票用紙には、政党名を書いてください 国民審査の投票用紙には、辞めさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を書いてください
⑦ 投票(比例代表選出)	記入した比例代表選出の投票用紙を投票箱に入れてください
⑧ 投票(国民審査)	記入した国民審査の投票用紙を投票箱に入れてください

投票用紙にいたずら書きをしたりすると無効になります。

開票

10月27日(日)
午後9時から
市役所5階 大会議室
で行います。

戸田市の有権者は、開票の参観
ができます。参観希望者は、会場
の受付に申し出てください。定員
は40人です。



代理投票

投票用紙に文字を記入できない方は、本人の
申し出により、代理投票を行うことができます。
代理投票補助者(投票所係員)2名が補助して投
票用紙の代筆を行う制度で、投票の秘密は厳守
されます。

*選挙人の家族や付き添いの方などが代筆する
ことはできません。

点字投票

目が不自由な方で点字による投票を希望する
方は、投票所に点字器を用意していますので、
投票所係員にお知らせください。

選挙公報について

各家庭に配布しますが、お急ぎの方は公共施設や駅など補完施設にも配架しますので、そちらから入手することもできます。

また、埼玉県選挙管理委員会ホームページで
もご覧いただけます。公開は10月16日(水)頃
の予定です。

補完施設への
配架状況はこちら



期日前投票の手続き

投票日当日に仕事や用務などがあり、投票できない方は、期日前投票をご利用ください。
会場によって開設期間・開設時間が異なります。確認の上、ご利用ください。

投票場所と投票期間・時間

場所	日程	10/16(水) ～ 10/19(土)	10/20(日)	10/21(月)	10/22(火)	10/23(水)	10/24(木)	10/25(金)	10/26(土)	10/27(日)	時間
戸田市役所 1階 東側ロビー									※		
戸田公園駅前 行政センター 2階										投票日 当日	
匝目コミュニティセンター (コンパル) 1階											午前8時30分～ 午後8時
東部福祉センター 2階 中会議室											午前9時～ 午後8時
イオンモール北戸田 2階 フードコート前ブリッジ											午前10時～ 午後7時
										住所ごとに 指定された 投票所でし か投票でき ません。	午前10時～ 午後7時
											午前10時～ 午後7時

期日前投票できる方

期日前投票をする日に18歳以上で、投票日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると思込まれる方

期日前投票にあたっての留意点

- 投票所入場券の裏面に期日前投票の宣誓書が印刷されています。混雑緩和のため、事前に裏面の記入をお願いします。
- 投票日当日と期日前投票最終日は過去の傾向から混雑する可能性が高いので、早めの投票にご協力ください。
- 投票日には、18歳を迎えるが、期日前投票時には未だ17歳の方は、不在者投票を行うこととなりますので、戸田市役所1階行政委員会事務局へお越しください。

※10月26日(土)は市役所で商工祭が開催されるため、駐車場は利用できません。

不在者投票の手続き

旅行先・滞在地の市区町村選挙管理委員会での投票

手続き

他の市区町村に滞在中の方は、事前に投票用紙を請求していただき、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。郵送のため時間がかかりますので、投票用紙は早めに請求してください。

投票用紙の請求をオンラインでできるようになりました

マイナンバーカードをお持ちの方は、パソコンやスマートフォンから投票用紙等をオンライン請求することができます。申請には、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン、またはパソコンとICカードリーダーが必要です。詳細は戸田市ホームページをご確認ください。



不在者投票指定施設での投票

手続き

指定施設に入所・入院している方は、施設内で不在者投票ができます。市内では以下の病院・老人ホームなどへ入院・入所中の方が対象となりますので、施設の長に申請してください。

戸田中央総合病院	戸田市立健康福祉の杜 (特別養護老人ホーム戸田ほほえみの郷)	あいらの杜 北戸田駅前
戸田中央リハビリテーション病院	いきいきタウンとだ	そんぽの家S 北戸田
中島病院	戸田ケアコミュニティそよ風	そんぽの家S 戸田公園
戸田病院	レーベンホーム戸田	※この施設以外の、全国の 指定施設でも投票するこ とができます。
戸田市立介護老人保健施設(ろうけん戸田)	とだ優和の杜	

郵便による不在者投票

内容

選挙人で身体に重度の障害がある方が、自宅や施設などで投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により、投票できる制度です。

●身体障害者手帳に次のいずれかの記載がある方

両下肢、体幹、移動機能の障害	1級、2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級、3級
免疫、肝臓の障害	1～3級

●戦傷病者手帳に次のいずれかの記載がある方

両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症

●介護保険の被保険者証に要介護状態区分「要介護5」と記載がある方

※「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、投票日の4日前(10月23日(水))の17時までに必ず投票用紙などの請求をしてください。

代理記載による投票もできます

郵便による不在者投票をすることができる方で、次に該当する方は、投票に関する代理記載をさせることができます。なお、代理記載をする方は、選挙権を有している必要があります。

対象

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、手帳に上肢または視覚の障害の程度が、1級である者として記載されている方

対象

- 戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に上肢または視覚の障害の程度が、特別項症から第2項症までである者と記載されている方

利用するための手続き

郵便による不在者制度を利用するには、あらかじめ市の選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

